

資料5

第4期熊本県教育振興基本計画  
最終案

熊本県



## 目 次

---

計画の策定にあたって .....	1
計画の理念・体系	
1 基本理念と基本目標 .....	2
2 施策体系.....	4
基本的方向性	
1 家庭・地域の教育力向上.....	5
2 安全・安心に過ごせる学校づくり .....	8
3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成.....	11
4 障がいや多様な教育的ニーズに 대응.....	14
5 キャリア教育の充実、グローバル人材の育成.....	16
6 魅力ある学校づくり .....	19
7 子供たちの学びを支える環境づくり .....	21
8 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進.....	24
9 災害からの復旧・復興.....	26
10 子供からの意見聴取・対話 .....	27
（参考）指標一覧.....	28
計画の推進 .....	32

# 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

- 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(以下「第3期計画」という。)は、令和2年度から令和5年度を計画期間年、「夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり」を基本理念として掲げ、「夢を実現する教育」に取り組んできました。
- 第3期計画の期間中には、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の拡大等があり、教育活動も大きく影響を受けました。さらに、世界的な半導体企業の進出や、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、子供の貧困・地域間格差の拡大、デジタル技術の活用の加速化など、本県の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。
- さまざまな社会課題が山積し、将来の予測が困難な時代にあっても、子供たちがしっかりと生きていく力をつけられるよう、また、子供たちや教職員など教育に携わる全ての人々のウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良い状態にあること)が向上するよう、今後の本県教育の目指す方向性を示すため、第4期熊本県教育振興基本計画を策定します。

コメントの追加 [11]: パブコメ意見 No. 1

## 2 計画の位置づけ

- 教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、教育委員会、知事部局、警察本部で所管する教育、文化、スポーツ等の施策を対象とします。
- 第3期計画の後継計画であり、本県が抱える教育上の課題を解決し、かつ本県教育への新たな要請に対応する内容とします。

## 3 計画期間

- 令和6年度から令和9年度までの4年間とします。  
なお、当該期間後、次の計画が策定されるまでは、本計画に沿って取組を推進します。

### 教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

# 計画の理念・体系

## 1 基本理念と基本目標

### <基本理念>

自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり

### <基本目標>

- 1 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進
- 2 共生社会の実現に向けた教育の充実
- 3 世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり
- 4 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興
- 5 災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、  
『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

○ 本計画の基本理念については、「夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり」を基本理念とした第3期計画の姿勢を引き継ぎながら、将来の予測が困難な時代にあっても、子供たち一人一人が自らの可能性を大きく拡げ、自らの力で未来を切り拓いていく、そのような人づくりを行う必要があるという考えのもと、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」とします。

また、基本理念の実現に向け、以下の内容について5つの基本目標を定めます。

1 グローバル化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展、本県においては世界的な半導体企業の進出を契機とした半導体関連産業の集積等、社会が大きく変化する中、SDGsの理念に沿った「誰一人取り残されない、持続可能な社会づくり」の視点を持ち、就学前から小学校、中学校、高校の各段階に応じて「変化の激しい時代に対応した質の高い教育」を推進し、子供たちの「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育み、生きる力のある、豊かな熊本の人づくりを進めます。

2 互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、特別支援教育の一層の充実を含むインクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、年齢、国籍、民族、文化、障がいの有無等の違いに関わらず、全ての人が地域社

コメントの追加 [12]: パブコメ意見 No. 2

会の構成員として共に生きることができるよう、「共生社会の実現に向けた教育」の充実を図ります。

- 3 グローバル社会において、一人一人の個性が輝き、地域社会に貢献することができる「世界に羽ばたく志ある人材」を育てるため、子供たちの学びを支える環境の整備を含めた魅力的な学校づくりを進め、世界に伍する教育の実現を目指します。
  - 4 文化・スポーツの振興は、県民の生活を豊かにするだけでなく、本県の魅力発信にもつながることから、活力あふれる熊本の実現に向けて、文化・スポーツの両分野に関する施策の充実を図り、県民が広く親しむことができる環境づくりを推進します。
  - 5 熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興を着実に進めるとともに、後世に向けた災害の記憶の伝承を図ります。  
また、教育施策の推進に当たっては、何よりも子供たちが幸せに過ごすことができるよう、当事者である子供等の意見を取り入れながら、子供中心の現場意識の醸成を図ります。
- 基本理念及び基本目標の達成に向けては、「2 施策体系」に記載する10の基本的方向性及び34の取組を定めます。

## 2 施策体系

基本的方向性	取組事項
①家庭・地域の教育力向上	取組1 家庭の教育力の向上 取組2 地域の教育力の向上 取組3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続
②安全・安心に過ごせる学校づくり	取組4 人権教育の充実 取組5 いじめへの対応 取組6 不登校への対応 取組7 学校の防災・安全対策の推進
③確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	取組8 確かな学力の育成 取組9 豊かな心を育む教育の充実 取組10 健やかな体の育成 取組11 社会の変化に対応した教育の推進
④障がいや多様な教育的ニーズに応える	取組12 特別支援教育の充実 取組13 県立特別支援学校の教育環境整備 取組14 多様なニーズに対応した教育の充実
⑤キャリア教育の充実、グローバル人材の育成	取組15 キャリア教育の充実と産業人材の育成 取組16 外国語教育、国際教育の充実 取組17 ふるさとを愛する心の醸成 取組18 高等教育との連携による教育振興
⑥魅力ある学校づくり	取組19 県立高等学校の魅力化の推進 取組20 優れた才能や個性を伸ばす教育 取組21 地域とともにある学校づくり 取組22 私立学校の特色ある振興
⑦子供たちの学びを支える環境づくり	取組23 貧困の連鎖を教育で断つ 取組24 教職員の人材確保、人材育成 取組25 教職員の働き方改革の促進 取組26 教育DXの推進 取組27 学びを支える施設の整備
⑧文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	取組28 文化に親しむ環境づくり 取組29 文化財の保存・活用 取組30 県民のスポーツの振興 取組31 競技スポーツの振興 取組32 学習機会と学習成果活用の充実
⑨災害からの復旧・復興	取組33 災害からの復旧・復興
⑩子供からの意見聴取・対話	取組34 子供からの意見聴取・対話

## 基本的方向性

### 基本的方向性 1

#### 家庭・地域の教育力向上



(幼児期～青少年期～成年期以降)

#### 取組 1 家庭の教育力の向上

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点です。「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、保護者が子供に愛情を持って接し、子供の成長とともに親としても成長していくよう、家庭教育の重要性について周知・啓発に努めます。

特に、就学前施設における「親の学び」推進園の指定拡大を図るとともに、福祉部局との連携により乳幼児健診の機会を活用し、親になって間もない乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」講座等の推進に取り組みます。併せて、保護者が自宅でも繰り返し学ぶことができる映像資料の活用の推進にも取り組みます。

また、家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、家庭教育支援員の配置を促進し、地域や社会教育関係団体等と連携しながら、くまもと家庭教育支援チームの登録拡大、「親の学び」トレーナー等の人材育成に総合的かつ継続的に取り組みます。

さらに、家庭において、子供たちの基本的な生活習慣を育成するための取組を推進します。また、一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子供と家庭が一緒に休める環境整備に取り組みます。

#### 取組 2 地域の教育力の向上

未来を担う子供たちを健やかに育むため、地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、子供の居場所づくりを推進するとともに社会教育のすそ野の広がりに対応し、社会教育人材の養成・活躍機会の拡充を図ります。

また、親の就労状況をはじめとする家庭の環境、子育ての悩みを周囲に相談できないことによる親の孤立等により、子育てが困難になる状況も生まれています。「こどもまんなか熊本」の実現に向けて、子供の育ちを関係機関など社会全体で支え、子育てしやすい環境づくりを推進します。

#### 取組 3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続

就学前教育は、生活習慣や自立心などを育み、その後の「生きる力」の基礎を培う上で重要な役割を担っています。教員や保育士は、研修などを通して、その専門性を向上する必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等は、家庭とともに、子供たちが生きる力の基礎

を身に付ける場です。認定こども園・幼稚園・保育所等における教育・保育内容と、その専門性を生かした家庭に対する支援の充実を図ります。

また、就学前教育から小学校以降の教育への移行や接続が円滑に行われるよう、「幼児期の終わりから小学校入学への『円滑な接続』に向けた くまもとスタンダード」を活用し、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校等との連携・相互理解を推進します。

### <主な施策>

#### 【取組1 家庭の教育力の向上】

- ◎「親の学び」推進園の指定拡大、就学前における「親の学び」講座等の更なる推進
- ◎家庭教育支援員の配置促進
- ◎くまもと家庭教育支援チームの登録拡大
- ◎児童生徒が保護者等とともに校外で体験的な学習活動等を実施するための「くまなびの日」の実施・活用促進
- 「くまもと家庭教育支援条例」の周知・啓発
- 「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」の取組の充実

#### 【取組2 地域の教育力の向上】

- ◎「放課後子供教室」の設置促進と「放課後児童クラブ」との連携
- 市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実
- 地域学校協働本部の整備及び地域学校協働活動推進員等の配置促進による地域学校協働活動の充実
- 社会教育人材の養成・活躍機会の拡充
- くまもと子育て応援プロジェクトの開催など、子育て親子の交流の場の提供
- 被虐待児童とその家族への総合的な支援
- 子育てを応援する事業所等の登録募集の実施

#### 【取組3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続】

- ◎幼児教育センターによる県内就学前施設及び小学校等の連携強化に対する支援
- 「幼・保等、小、中連携セミナー」、「就学前教育担当者連絡会」の開催
- 幼児教育スーパーバイザー派遣による園内研修の工夫改善の推進

※◎は、当計画における重点施策（以下同様）

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
★保護者が家庭教育について学んだ園の割合 (「親の学び」講座等を実施した園の割合)	55.1%	80%
○市町村における家庭教育支援員の配置の割合	9%	50%
○市町村における放課後子供教室実施の割合	75%	100%
○スタートカリキュラム*実施後に、入学後の児童の様子やスタートカリキュラムの内容について、園等と意見交換した小学校の割合 ※スタートカリキュラム…幼児期に遊びを通じて育まれてきた力を、各教科等における学習に円滑に接続するための小学校入学当初のカリキュラム	現状値 なし	100%

※★は、基本的方向性ごとに設定する重点指標（以下同様）

## 基本的方向性 2

### 安全・安心に過ごせる学校づくり



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

#### 取組 4 人権教育の充実

人権は、人が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、最も尊重されるべきものです。

「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえ、県民一人一人が、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する共生の心を育み、物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けるための人権教育を総合的かつ計画的に推進します。

就学前教育においては、豊かな情操と思いやり、生命を大切にする心、人権を大切にする心を育てるよう努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていくよう努めます。そのため、教職員が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題を自らの課題として捉え、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組みます。

社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、県民一人一人が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。

#### 取組 5 いじめへの対応

「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止及び早期発見・解消に取り組み、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない<sup>\*</sup>」集団づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」を実施し、いじめの早期発見、早期支援を推進するとともに、いじめの早期対応と解消に向け、いじめに関する情報集約担当者を校内に置き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して、相談・支援体制を充実させます。

また、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりに努めます。そのため、学校における言語環境を整えるとともに、ソーシャルスキルトレーニング、ストレス対処教育及びSOSの出し方教育などの充実を図り、児童生徒の援助希求行動能力の育成に努めます。

さらに、規律ある態度のもと、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような取組を充実させるとともに、学校だけでは対応できない場合には、地域や警察等の関係機関と連携して、児童生徒の健全な育成に努めます。

<sup>\*</sup>ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べています。

## 取組6 不登校への対応

近年、不登校児童生徒数は、増加の傾向が続いています。早期に対応することが重要であるため、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」として欠席1日目で電話連絡、2日目で家庭訪問、3日目以降は管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会を開催するなど、組織的な対応を進めます。さらに「+1（プラスワン）」として、欠席が10日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校内外の専門機関等と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に努めます。

また、いじめへの対応と同様に「心の健康観察」により、不登校リスクの早期発見、早期支援を推進します。あわせて、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保を行い、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

## 取組7 学校の防災・安全対策の推進

平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、あらゆる災害に備え、防災に関する資質・能力を育成する防災教育と児童生徒等の安全を確保するための学校における防災管理の充実を図ります。

また、登下校中や学校内外で、子供たちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安全対策の充実を図ります。

加えて、性犯罪・性暴力に関する未然防止教育及び早期発見対応等の推進を図ります。

さらに、自他の命を守る行動や安全な交通社会づくりに参加・協力する態度等を身に付けるため、自転車乗用時のヘルメット着用をはじめとする交通安全教育を推進します。

### <主な施策>

#### 【取組4 人権教育の充実】

##### ◎「熊本県人権子ども集会」や「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の実施

- 人権に関する教職員用デジタル研修資料【部落差別（同和問題）、水俣病問題、ハンセン病問題、拉致問題、性的指向・性自認等】の提供と活用促進
- 熊本県私立中学校高等学校協会に組織されている推進協議会が行う研修事業への支援による私立中学・高等学校における人権同和教育の推進

#### 【取組5 いじめへの対応】

- ◎1人1台端末等を活用した生徒の心や体調の変化を把握する取組
- いじめ予防授業や学校が抱える諸課題への法的な対応として法律の専門家「スクールロイヤー」の配置
- 6月の「心のきずなを深める月間」におけるいじめ問題に対する意識の醸成
- 「心のアンケート」の実施、いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」の運用
- 教育相談体制の更なる充実

コメントの追加 [13]: パブコメ意見 NO. 5

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校や教育事務所等への配置による学校支援体制の充実

【取組6 不登校への対応】

- ◎市町村の校内教育支援センターの設置促進や教育支援センターの機能強化の支援
- ◎フリースクール等の民間施設との連携を強化
- ◎くまもとオンライン教育支援センター（仮）設置に向けた取組
- ◎1人1台端末等を活用した生徒の心や体調の変化を把握する取組（再掲）
- 愛の1・2・3運動+1（プラスワン）の実施
- 生徒の学習進度や興味・関心等に応じた学習支援
- 授業への満足度や学校生活への安心感等の「見える化」を通じた学校運営の改善
- 教育相談体制の更なる充実（再掲）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校や教育事務所等への配置による学校支援体制の充実（再掲）

コメントの追加 [14]: 「研究」としていましたが、今後の見通しを踏まえ表現を修正しました。

【取組7 学校の防災・安全対策の推進】

- ◎自転車通学生のヘルメット着用徹底
- 「生命（いのち）の安全教育」の充実を図るとともに、デートDVをはじめとした性犯罪・性暴力対応に関する外部機関と連携した研修やDV未然防止教育を推進
- 「性に関する指導に係る講演会」や「思春期保健教育講演会」等の実施
- 防災教育に関する手引等を活用した授業及び実践的な避難訓練の推進
- 防災主任研修会における、児童生徒向けの防災教育や学校安全に関する動画や教材の活用と紹介
- 「緑の流域治水」の推進及び周知啓発
- 登下校防犯プランに基づく登下校時の安全の確保に向けた対策の充実
- 「交通安全教育研究推進校」の指定や「学校安全教室講習会」等の実施
- 学校内等での安全対策の充実

コメントの追加 [15]: アンケート結果を踏まえ、追記しました。

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
★「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合	現状値なし	100%
○いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを受けた児童生徒のことを思い、行動することができたと答えた児童生徒の割合	現状値なし	100%
★不登校の児童生徒が、教職員だけでなく学校内外の専門機関等からの支援を受けている割合（公立小中学校）	93.6% (R6.7)	100%
○不登校を含む児童生徒の校内教育支援センターの利用者数	333人	500人

コメントの追加 [16]: 現状値の時点が今年度のため、補足しました。

### 基本的方向性 3

## 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成



(幼児期 ~ 青少年期)

### 取組 8 確かな学力の育成

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒に求められる資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点によるICTの活用も含めた授業改善を進める必要があります。

小中学校等では、熊本の未来の創り手となる子供たちの学びについて示した「熊本の学び推進プラン」を基に、子供を中心に、学校、家庭、地域、行政を含めた五者が連携して、熊本の全ての子供たちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指します。そのために、教員の学びの場を充実するとともに、子供たちが主体的に学習し、分かる喜びを実感できるように「誰一人取り残さない学びの保障」と「教員一人一人の『子供を学びの主体』とする授業力の向上」に向けて取り組みます。

高等学校では、全ての生徒の将来の進学や就職などの夢を実現するため、中学校までに身に付けた基礎学力を土台とした授業づくりを進めます。また、各教科及び総合的な探究の時間等において探究的な学びを充実させ、次世代を生きるための資質・能力の育成を目指します。

さらに、小中学校等及び高等学校を通して、少人数学級の推進や小学校段階における教科担任制の充実など、子供たちへのきめ細かな指導を実施します。

### 取組 9 豊かな心を育む教育の充実

子供たちが善悪を判断すること、思いやりの心をもって親切にすること、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること、生命を尊重することなど、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を充実させます。

また、少子高齢化が進展するなか、さまざまな体験の機会が減少傾向にあります。そこで、地域の協力を得ながら、子供たちの成長に必要な体験ができる環境をつくり、地域との交流を通して社会に貢献し、参画する意識を高めるよう、体験活動の充実を図ります。

そのほか、自主的に読書活動を行うための取組を推進するとともに、子供たちが文化や芸術と触れ合う機会を充実させ、豊かな感性や人間性を育みます。

### 取組 10 健やかな体の育成

児童生徒の体力は、コロナ禍において一時低下したものの、全体的には向上傾向にあります。今後、体育・保健体育授業の工夫改善や、運動の日常化・習慣化に向

けた取組を推進することで、児童生徒の更なる体力向上を目指し、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の育成を図ります。

また、健康教育の推進及び学校給食の充実を通して、児童生徒の生涯にわたる健康な生活に必要な資質や能力の育成を図ります。

## 取組 1 1 社会の変化に対応した教育の推進

変化の激しい時代の中で、水俣病問題等を通じた環境教育、主権者教育や情報教育、消費者教育など、子供たちが現代社会におけるさまざまな課題に対応する力を身に付けることができるよう、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた「ESD（持続可能な開発のための教育）」を推進します。

### <主な施策>

#### 【取組 8 確かな学力の育成】

- ◎「子供を学びの主体」とする学習構想力や授業力の向上に向け、本庁、教育事務所及び教育センターと連携し、学力向上アドバイザーやスーパーティーチャーの活用、学校支援訪問や各種研修（オンライン含む）等の充実
- ◎1人1台端末の更なる活用促進を図るとともに、児童生徒の学習データの活用（個別最適な学び）を推進
- ◎高等学校における探究的な学びの充実
- 学力向上に向け、県全体で一体となって取り組むため「学力向上推進本部」を設置
- 「熊本県学力・学習状況調査」を実施し、詳細な分析資料と児童生徒一人一人の課題に応じた学習プリントやICTの活用による課題解決
- 研究指定校や各学校の特色ある好事例を提供し、県内に効果的に普及
- 高等学校の学力向上に向け、研究指定校を設け、授業や学習評価等に関する研究を推進
- 教育課程に関する研究協議会の充実

#### 【取組 9 豊かな心を育む教育の充実】

- ◎電子図書館「くまもとe-books」の利用促進
- ◎こども本の森 熊本での本との出会いを契機とした読書活動の推進
- ◎道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進
- ◎児童生徒が保護者等とともに校外で体験的な学習活動等を実施するための「くまなびの日」の実施・活用促進（再掲）
- 青少年教育施設における体験活動プログラムの提供
- 地域の伝統文化に触れ、体験する機会の提供
- 科学する心を育む「科学展」の充実
- 県立図書館としての専門的機能の充実、市町村及び学校等への支援

#### 【取組 10 健やかな体の育成】

- ◎「体力向上推進委員会」の設置とその取組事例集の配布
- ◎有機農産物を含む県産食材を活用した学校給食の推進と食育の充実

コメントの追加 [17]: 現在の取組状況を踏まえ、追記しました。

【取組1-1 社会の変化に対応した教育の推進】

- ◎子供たちの水俣病に対する正しい理解と環境問題への関心を高める「水俣に学ぶ肥後っ子教室」等の実施
- ◎熊本の宝である地下水の保全のための子供たちに向けた啓発活動
- ◎情報安全に関する知識や情報モラルを身に付けさせるための啓発活動の充実
- ◎学校における関係機関と連携した主権者教育講演会、選挙出前授業の実施
- ◎学習指導要領に基づく公民科、家庭科等における金融教育の実施
- ◎学校における関係機関と連携した消費者教育の実施

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
★「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合 (小中学校)	小学校 74.8% 中学校 73.3%	毎年 前年度を 上回る
○「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合 (小中学校)	小・国語 87.3% 小・算数 80.4% 中・国語 76.5% 中・数学 66.9% 中・英語 55.8%	毎年 前年度を 上回る
★探究的な学びにおいて、整理や分析を踏まえて、自分の考えを分かりやすくまとめ、発表した生徒の割合 (高等学校)	86.5%	100%
○熊本県教育委員会や文部科学省が作成した資料 (道徳科授業力向上手引書・リーフレットやアーカイブ等) を活用した研修を行っている学校	68.4%	毎年 前年度を 上回る
○「運動やスポーツをすることが好き、どちらかというとき」と回答した児童生徒の割合	小5 88.7% 中2 81.3% 高2 82.0%	毎年 前年度を 上回る

#### 基本的方向性 4

### 障がいや多様な教育的ニーズに応える



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

#### 取組 1 2 特別支援教育の充実

障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムを構築するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の成長や自立に向けた主体的な取組を支援するため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を整備する必要があります。

そのため、保護者や専門家の意見を聞いて市町村教育委員会が行う、障がいのある子供の就学先決定に際して、子供たち一人一人の教育的ニーズを的確に見極め、その時期に持てる力や可能性を最も伸ばすことができる適切な学びの場を決定するための方法や仕組みを、市町村教育委員会と連携して整理します。

併せて、それぞれの学びの場において、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の教育的ニーズに応えるため、通常の学級を含む全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

また、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援の更なる充実のため、「段階的支援体制」に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との積極的な連携を図ります。

コメントの追加 [18]: パブコメ意見 No. 11, 18

#### 取組 1 3 県立特別支援学校の教育環境整備

平成30年度に改定した整備計画に基づき、知的障がい特別支援学校の環境整備を着実に進めます。

また、立地上の課題など個別の事情を抱える学校について、各校の状況等に対する客観的な調査・研究を進め、課題解決の方向性について検討を行います。

#### 取組 1 4 多様なニーズに対応した教育の充実

令和6年4月に開校した夜間中学（県立ゆうあい中学校）において、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方等、年齢や国籍を問わず、さまざまな事情で義務教育を十分に受けられなかった人が学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めます。

また、日本語指導が必要な児童生徒の学習環境の充実に向けて、公立小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等を把握し、児童生徒の支援体制の強化に努めます。

**<主な施策>**

【取組12 特別支援教育の充実】

- ◎特別支援教育支援員等の支援員配置の充実
- ◎高校段階における多様な学びの選択肢の検討
- ◎誰もが特別な教育的ニーズを的確に把握し、適正に学びの場の検討を行うための共通の考え方（学びのものさし〈仮称〉）の普及・運用
- ◎特別支援学級担当者指導力向上研修、通級指導教室担当者連絡会等、専門性向上のための研修の充実
- 就学、進級、進学、就労の際に個別の教育支援計画による引継ぎを徹底
- 入学から卒業後までの一貫したキャリア教育の充実
- 就労支援ネットワーク会議による教育・福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援の強化
- 特別支援学校技能検定の実施等による職業教育の充実
- 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する高等学校及び特別支援学校に看護師を配置
- 県立高等学校における「通級による指導」の充実

コメントの追加 [19]: パブコメ意見を踏まえ、今後名称等の検討を行うことから修正しました。

【取組13 県立特別支援学校の教育環境整備】

- ◎立地上の課題など個別の事情を抱える特別支援学校6校について、客観的な調査・研究に基づく課題解決の方向性の検討
- 県立特別支援学校整備計画に沿った知的障がい特別支援学校の整備の推進

【取組14 多様なニーズに対応した教育の充実】

- ◎日本語指導が必要な児童生徒及び家庭への関係機関と連携した支援体制の強化
- 夜間中学の円滑な運営・整備支援及び生徒募集に係る広報

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
★就学先決定のプロセスにおいて、「学びのものさし〈仮称〉」を活用している市町村の割合	現状値 なし	100% (44 市町村)
○小・中・高等学校及び特別支援学校教員が特別支援教育の専門性向上に資する研修を受講した割合	現状値 なし	100%
○日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合	89.6%	100%

## 基本的方向性 5

### キャリア教育の充実、グローバル人材の育成



(青少年期 ～ 成年期以降)

#### 取組 1 5 キャリア教育の充実と産業人材の育成

児童生徒が発達段階に応じ、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるよう、キャリア教育の充実を図ります。

また、地域（産学官）と連携したキャリア教育の推進及び就職支援等の取組により、地域社会で活躍できる人材の育成を図るとともに、県内就職率の向上並びに地域産業の発展につなげます。

さらに、児童生徒のものづくりや先端技術などに対する興味・関心を高め、将来に渡り高度な専門的知識や技術・技能を習得するための基礎学力や基本となる資質・能力を身に付けさせることにより、健全かつ持続的な社会と次世代の技術を創造する人材を育成します。

#### 取組 1 6 外国語教育、国際教育の充実

グローバル化の進展を踏まえ、外国語教育、国際教育の充実を図り、グローバルな人材を育成する必要があります。

A L T や I C T 機器の効果的活用等によるスピーキング力の強化など、小・中学校等、高等学校を通して英語教育を充実させ、主体的に英語で自分の気持ちや考えを伝えることができる児童生徒の育成を図ります。また、「国際バカロレア教育プログラム」\*の導入により、その教育を通じて語学力や幅広い教養等の国際的素養を身に付けることを目指します。

あわせて、異文化理解を深め、グローバルな視野を養うため、国外の高等学校や大学との交流、高校生の海外留学の推進など、子供たちの国際交流の機会創出等に積極的に取り組みます。

※ 国際バカロレア教育プログラム：国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する、国際的な視野を持った人材を育成するための教育プログラム

#### 取組 1 7 ふるさとを愛する心の醸成

地域に誇りを持った熊本発のグローバル人材育成のため、地域の伝統や文化等に関する学習、「熊本の心（助けあい 励ましあい 志高く）」の啓発及び道徳教育用郷土資料「熊本の心」等の教材の活用などを通し、郷土に対する理解や愛着を深めます。

また、本県の豊かな農林水産業や食を通じて、地産地消の考え方をはじめとして、郷土に対する理解を深めます。

## 取組 18 高等教育との連携による教育振興

熊本県立大学や東京大学等の県内外の大学、並びに熊本高等専門学校等の高等教育機関とさまざまな取組を実施し、児童生徒が高度な研究内容に触れる機会の創出や大学生・高専生との交流の促進を図ることで、探究活動の活性化や地域の教育振興につなげます。

また、スーパーサイエンスハイスクール指定校及び理数科・理数コースを有する高校で構成する熊本サイエンスコンソーシアム（KSC）において、崇城大学、熊本保健科学大学及び熊本大学との連携協定により、大学教員から直接高校生の課題研究に関する指導・助言を受けたり、大学の施設・設備の利活用等の支援を受けたりしながら探究活動の充実を図ります。

### <主な施策>

【取組 15 キャリア教育の充実と産業人材の育成】

- ◎地域（産学官）と連携したキャリア教育及び学習活動（熊本県版マイスター・ハイスクール事業）の推進
- ◎半導体関連産業をはじめとする地域産業全体を支える人材の育成
- 高校生キャリアサポーター及び熊本しごとコーディネーターの配置

【取組 16 外国語教育、国際教育の充実】

- ◎スピーキング力を高める取組やイングリッシュ・チャレンジ及びディベート交流会の実施など発信力強化に向けた取組の実施
- ◎国際バカロレア教育プログラムの導入に向けた準備及び円滑な導入
- 小中高等学校英語担当教員の授業力向上に向けた研修の充実
- A L T や I C T 機器を活用した教科横断的な学びの推進
- I C T 機器の活用による遠隔地の人々と交流する活動の推進
- 中高生を対象とした「海外チャレンジ塾」の実施
- 国際的な教育を提供する私立学校への支援

【取組 17 ふるさとを愛する心の醸成】

- ◎道徳教育用郷土資料「熊本の心」及び平成28年熊本地震関連教材「つなが〜熊本の明日へ〜」の活用推進
- 小中学校等でオーケストラ、音楽劇、歌舞伎等の本物に触れる巡回公演を実施
- 有機農産物を含む県産食材を活用した学校給食の推進と食育の充実（再掲）

【取組 18 高等教育との連携による教育振興】

- 大学等の高等教育機関との連携協定に基づく取組の実施
- KSC における各大学と連携した探究活動の充実

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
○地域（産官学等）と連携し、キャリア教育に関するカリキュラム刷新に取り組んだ県立高校（全日制）の割合	51.9%	80%
★中学3年生でCEFRのA1レベル相当（英検3級など）以上を達成した生徒の割合	46.6%	60%
★高校3年生でCEFRのA2レベル相当（英検準2級など）以上を達成した生徒の割合	43.1%	60%
○「熊本の心」を家庭や地域との連携・啓発のために活用した小中学校の割合	50.3%	毎年 前年度を 上回る

## 基本的方向性 6

### 魅力ある学校づくり



(青少年期)

#### 取組 19 県立高等学校の魅力化の推進

各県立高等学校の特色を明確化する「熊本スーパーハイスクール構想」のもとで、各学校の特色に応じた教育の充実を図り、県立高等学校の魅力化を推進します。

少子化による生徒数の減少が見込まれる中、新たな「県立高校のあり方に関する基本方針」に基づき、新しい時代に対応した学びの充実と地域における持続可能な学校づくりのために、地元自治体や地域の企業、大学、他の高等学校など多様なパートナーとの連携した学びの推進、連携充実のためのコーディネーターの配置、ICTの活用による遠隔授業の導入などに取り組みます。

#### 取組 20 優れた才能や個性を伸ばす教育

優れた才能や個性を伸ばすため、「スーパーサイエンスハイスクール」の取組をはじめ、理数教育の充実を図り、STEAM教育\*の視点を取り入れます。また、県立学校における「国際バカロレア教育プログラム」の導入により、その教育を通じて語学力や幅広い教養等の国際的素養を身に付けるなど、将来さまざまな分野で国際的に活躍できるグローバル人材を育成する環境を整備します。

さらに、スポーツや文化芸術の分野で活躍する人材の育成・支援を行います。

※ STEAM (スティーム) 教育 : Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Arts (リベラルアーツまたは芸術)、Mathematics (数学) を横断的に学習する教育手法

#### 取組 21 地域とともにある学校づくり

地域とともにある学校づくりのため、「社会に開かれた教育課程」を実現させる学校、家庭、地域、行政、子供の五者連携によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な実施を推進します。

また、地域のさまざまなパートナーに参画いただき、学びの充実を図ることで魅力的な学校づくりを進めます。

#### 取組 22 私立学校の特色ある振興

選ばれる私学づくりを推進し、私立学校に通う生徒の夢の発見、挑戦、実現を応援します。子供たちの可能性を伸ばし、生徒の意欲や自主性の向上を図るため、特色ある学校づくりへの取組を支援します。

#### <主な施策>

【取組 19 県立高等学校の魅力化の推進】

◎新たな「県立高校のあり方に関する基本方針」の策定

◎多様で高度な学びを可能にする高等学校間連携や大学・企業との連携

- ◎外部連携の充実のためのコーディネーター等の外部人材の活用
- ◎ICTを活用した遠隔授業等による小規模校の教育の充実
- 県立高等学校の特色を明確化し、「熊本スーパーハイスクール（KSH）」として位置づけて各校の特色を生かした取組を発信
- 特色ある学科（普通科、専門学科、総合学科）のあり方の検討
- 熊本スーパーハイスクール全体発表会「県立高校 学びの祭典」の開催
- DX 関連人材育成のための学びの推進
- 他の地域からの越境・留学・交流等による学びと地域の活性化
- 県立高校の寮のあり方検討
- 地域課題に係る学習の取組の推進
- 新しい県立高等学校入学者選抜制度開始（令和9年度～）に向けた準備

【取組20 優れた才能や個性を伸ばす教育】

- ◎国際バカロリア教育プログラムの導入に向けた準備及び円滑な導入（再掲）
- STEAM教育などの視点を通じた教科横断的な学びの推進

【取組21 地域とともにある学校づくり】

- ◎地域との協働による教育促進のための県立学校及び地元自治体等関係者によるコンソーシアムの構築
- 市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実（再掲）
- 地域学校協働本部の整備及び地域学校協働活動推進員等の配置促進による地域学校協働活動の充実（再掲）
- 部活動への地域のスポーツ人材の活用

【取組22 私立学校の特色ある振興】

- 各私立高等学校の特色ある教育活動等の支援

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
★地元自治体や企業・大学等と連携した教育活動の回数（年20回）を達成した県立高校の数	50 校中 26 校 (52%)	50 校中 40 校 (80%)

## 基本的方向性 7

### 子供たちの学びを支える環境づくり



(青少年期～成年期以降)

#### 取組 2 3 貧困の連鎖を教育で断つ

災害発生時の対応なども含め、家庭の事情などにより進学等の夢を断念することのないよう学習面や進学面での支援を行います。

また、経済的理由により就学が困難な子供たちに対して、安心して学ぶことができるよう経済的支援を行います。

#### 取組 2 4 教職員の人材確保、人材育成

教員志望者を増やすための取組や人材の掘り起こし等により教職員の人材確保に努めるとともに、学校現場における人材育成の観点からOJTの充実や、探究心をもちつつ自律的に学ぶ教職員を育成するための教職員研修の充実を図ります。

また、管理職の学校マネジメント力の向上や教職員のコンプライアンスの徹底等を図るとともに、校長等のリーダーシップのもとで学校運営や人材育成を推進します。

#### 取組 2 5 教職員の働き方改革の促進

将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育成するためにも、その子供たちを最前線で支える教職員の健康を守り、教職員のウェルビーイングの向上を実現していきます。

引き続き、人材の確保・活用、校務DX等による業務削減・効率化など、学校における働き方改革の取組を促進します。

#### 取組 2 6 教育DXの推進

ICTの活用による「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」の実現に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。

そのため、児童生徒の情報活用能力の育成、教職員のICT活用指導力の向上及びICT環境の整備の取組を促進します。

#### 取組 2 7 学びを支える施設の整備

県立学校施設長寿命化プランに基づき、建物の老朽化対策を計画的に進めます。

また、トイレの乾式化・洋式化やバリアフリー対策など、衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい施設の整備を進め、魅力ある学校づくりを目指します。

加えて、1人1台端末やデジタル教材の更なる活用促進に伴い必要となるネットワークの増強等に取り組みます。

## <主な施策>

### 【取組23 貧困の連鎖を教育で断つ】

- 生活保護世帯・生活困窮世帯やひとり親家庭の子供等に対する学習支援
- 経済的理由により就学が困難な生徒の授業料等を減免する私立高校に対する補助
- 育英資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、国の「高等学校等就学支援金」、「奨学のための給付金」の給付

### 【取組24 教職員の人材確保、人材育成】

- ◎教員の指導力向上のための研修の充実
- ◎大学3年生以下を対象とした説明会の実施等、教職員の採用に係る広報活動の強化
- ◎ホームページやInstagramを活用した情報発信、PR動画による魅力発信の継続
- ◎ペーパーティーチャー講習会の開催による教員免許所有者の発掘
- ◎大学・民間企業等との連携・協働による教職志望者の発掘
- スーパーティーチャーによる教員の教科指導力の向上

コメントの追加 [110]: アンケートの意見を踏まえ、追加しました。

### 【取組25 教職員の働き方改革の促進】

- ◎教頭業務支援員や教員業務支援員、特別支援学校サポーター、学校問題解決支援コーディネーター等、教職員を支援する人材の確保・活用
- ◎次世代型校務支援システムの導入やAIを活用した校務推進等による校務DXの推進
- スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の専門人材の確保・活用
- 中学校の休日部活動の地域移行をはじめとした部活動改革
- 勤務時間の客観的把握による適正管理

### 【取組26 教育DXの推進】

- ◎県立学校と市町村立学校における1人1台の端末の整備（更新）
- ◎学習用コンピュータやデジタル教科書などの有効活用
- ◎教職員のICT活用指導力の向上
- 学校を訪問し、教職員のICT活用を支援するICT支援員の配置

### 【取組27 学びを支える施設の整備】

- ◎「熊本県立学校施設長寿命化プラン（個別施設計画）」に基づく学校施設の老朽化対策と衛生、安全面に配慮した整備
- ◎ネットワークアセスメント等の適切な実施及び必要に応じたネットワークの増強

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
○本県教育委員会が実施する「初任者研修」「中堅教諭等資質向上研修」を受講し、資質能力の向上に「役立った」と回答した教員の割合	現状値 なし	100%
★時間外在校等時間が月45時間以内の公立学校の教職員の割合（県立・市町村立）	県立 76.7% 市町村立 70.0%	県立 90% 市町村立 85%
○ICTを活用した校務の効率化（事務の軽減）の優良事例を十分に取り入れている学校の割合	小学校 46.8% 中学校 43.1% 県立高校 100%	小学校 100% 中学校 100% 県立高校 100%
★1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合	小学校 69.8% 中学校 66.7% 県立高校 74.6%	小学校 100% 中学校 100% 県立高校 100%
○児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面で1人1台端末を使用（週3回以上）させている学校の割合	小学校 49.8% 中学校 41.4% 県立高校 48.3%	小学校 80% 中学校 80% 県立高校 80%
○県立学校施設長寿命化プランに基づく県立学校の長寿命化改修事業着手済校数	22校中8校 (36%)	22校中22校 (100%)

コメントの追加 [111]: 想定していた指標「○クラウドを活用した校務の効率化に多くの校務で取り組んでいる学校の割合」について、国の調査から設問がなくなったことに対応し、指標の項目を変更しました。

コメントの追加 [112]: わかりやすい表記に修正しました。  
従前：（ほぼ毎日＋週3回以上）

## 基本的方向性 8

### 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

#### 取組 28 文化に親しむ環境づくり

子供たちをはじめ、県民が地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに触れ、体験する機会の創出を通して、文化に対する関心を高め、文化財を大切にする心を育みます。

#### 取組 29 文化財の保存・活用

熊本城、青井阿蘇神社、鞠智城などの国、県指定等文化財や、日本遺産、永青文庫の所蔵品などの文化遺産について調査研究を進め、保存・活用及び後世に伝える気運の醸成を図ります。

また、熊本の誇る世界文化遺産を保全するとともに、更なる登録を推進します。

コメントの追加 [113]: 永青文庫に関する文言を追加し、表現を修正しました。

#### 取組 30 県民のスポーツの振興

県民誰もが、ライフステージに応じて、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に合わせ、いつまでもスポーツに親しむことができる環境をつくり、運動習慣の定着を図ります。

#### 取組 31 競技スポーツの振興

県民に夢と希望を与えるため、スポーツ関係団体と連携し、アスリートの発掘・育成と指導者のスキルアップを図り、総合的な競技力の向上と継続的なトップアスリートの輩出を目指します。

また、県立スポーツ施設（6箇所）の利用促進や、大規模なイベント等の開催、誘致への協力・支援に取り組み、スポーツに対する関心を一層高めます。

アリーナ、武道館、野球場等のスポーツ施設の整備の方向性について、民間事業者主体による整備等を含めて議論を深め、方針を決定します。

#### 取組 32 学習機会と学習成果活用の充実

生涯のあらゆる場面において行う学習に対して、地域課題や県民の学習ニーズに応じ、図書館機能の充実をはじめとした取組により、学習機会、学習情報の提供に努めます。さらに学習した成果を生かして、学校、地域で地域課題解決やまちづくりにつながる活動を推進します。

#### <主な施策>

【取組 28 文化に親しむ環境づくり】

◎県立美術館等における展覧会・巡回展等の充実や体験活動の推進

○ホームページや SNS を活用した情報発信の推進

【取組 29 文化財の保存・活用】

◎地域の文化財を題材とした出前授業や体験活動、講座等の活用事業の推進

○細川コレクション永青文庫を活用した取組の推進

○文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存活用の推進

○文化財の指定等による保護措置の推進

○人吉球磨、菊池川流域、八代の日本遺産等を活用した取組の推進

【取組 30 県民のスポーツの振興】

◎ライフステージに応じた運動習慣の定着に向けた取組

○総合型地域スポーツクラブの設置及び加入の促進、指導者の育成

○地域クラブサポーターバンクの充実

○県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」の充実

【取組 31 競技スポーツの振興】

◎関連団体と連携した総合的な競技力向上策の実施

○トップアスリートの育成や次世代アスリートの発掘・育成

○大規模スポーツイベント等開催及び誘致への協力・支援

【取組 32 学習機会と学習成果活用の充実】

◎電子図書館「くまもと e-books」の利用促進（再掲）

◎こども本の森 熊本での本との出会いを契機とした読書活動の推進（再掲）

○社会教育施設と連携した多文化交流の推進

○県民カレッジ等における生涯学習プログラムの開発、学習機会の提供及び学習成果活用の仕組みづくり

○県立図書館としての専門的機能の充実、市町村及び学校等への支援（再掲）

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
○古墳館体験教室の参加者数	4,500 人/年	4,725 人/年 (5%増)
★スポーツ実施率（週 1 回 30 分以上運動する割合）	57.3%	70%
○国民スポーツ大会男女総合順位	35 位	20 位以内
○こども本の森 熊本の入館者数	現状値 なし	4 年間で 累計 8 万人

基本的方向性 9

災害からの復旧・復興



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

取組 3 3 災害からの復旧・復興

令和2年7月豪雨で被災した学校施設の復旧について、国や地元自治体と連携し必要な支援を行います。

また、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨を経験し、心のケアが必要と判断された子供たちのため、学校へのスクールカウンセラーの派遣など、中長期的な視点に立って必要な支援に取り組みます。

加えて、被災後の子供たちの家庭環境等の変化にも留意し、スクールソーシャルワーカーによる状況把握と適切な支援の充実を図ります。

さらに、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨により被災した文化財の復旧を進め、子供たちの郷土への理解と愛着を深める熊本の財産を後世に遺すとともに、後世に災害の記録を伝承します。

<主な施策>

【取組 3 3 災害からの復旧・復興】

- ◎ 県補助金や基金を活用した被災文化財の着実な復旧支援
- 心のケア調査による支援が必要な児童生徒の把握
- 災害に備えた三次元技術等による文化財の記録保存・活用の推進
- 平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」の活用推進（再掲）
- 「熊本地震震災ミュージアム」の取組推進
- 「防災・減災教育旅行プログラム」の活用推進

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R9)
★文化財（国・県指定、国登録）の災害復旧が進んでいる割合 （令和2年7月豪雨）	83%	100%

基本的方向性 10

子供からの意見聴取・対話



(幼児期～青少年期)

取組 34 子供からの意見聴取・対話

こども基本法第11条<sup>\*</sup>等の趣旨を踏まえ、こども施策の策定や、施策の評価等に当たっては、子供や保護者等からの意見を反映させるために必要な措置を講じます。

子供たちを対象としたアンケート調査やグループインタビューなど、さまざまな手法で意見を聴取し、こども施策への反映を進めます。

※ こども基本法

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

コメントの追加 [114]: パブコメ意見 No. 27

<主な施策>

【取組 34 子供からの意見聴取・対話】

- 本計画の策定に当たっての子供たちを対象としたアンケート調査
- 「こどもまんなか熊本・実現計画」及びこども施策の策定や、施策の評価等のための意見聴取
- 校則の点検及び見直しにおける当事者等の意見聴取

コメントの追加 [115]: アンケート結果を踏まえて追記しました。

(参考) 指標一覧

指標名	現状値 (R5)	目標値 (R9)	対応する 取組事項
★保護者が家庭教育について学んだ園の割合 (「親の学び」講座等を実施した園の割合)	55.1%	80%	1 家庭の教育力の向上
○市町村における家庭教育支援員の配置の割合	9%	50%	1 家庭の教育力の向上
○市町村における放課後子供教室実施の割合	75%	100%	2 地域の教育力の向上 21 地域とともにある学校づくり
○スタートカリキュラム*実施後に、入学後の児童の様子やスタートカリキュラムの内容について、園等と意見交換した小学校の割合 *スタートカリキュラム…幼児期に遊びを通じて育まれてきた力を、各教科等における学習に円滑に接続するための小学校入学当初のカリキュラム	現状値なし	100%	3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続
★「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合	現状値なし	100%	5 いじめへの対応
○いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを受けた児童生徒のことを思い、行動することができたと思えた児童生徒の割合	現状値なし	100%	5 いじめへの対応
★不登校の児童生徒が、教職員だけでなく学校内外の専門機関等からの支援を受けている割合(公立小中学校)	93.6%	100%	6 不登校への対応
○不登校を含む児童生徒の校内教育支援センターの利用者数	333人	500人	6 不登校への対応
★「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合(小中学校)	小学校 74.8% 中学校 73.3%	毎年 前年度を上回る	8 確かな学力の育成

指 標 名	現状値 (R5)	目標値 (R9)	対応する 取組事項
○「授業の内容がよく分かる」と思う 児童生徒の割合（小中学校）	小・国語 87.3% 小・算数 80.4% 中・国語 76.5% 中・数学 66.9% 中・英語 55.8%	毎年 前年度を 上回る	8 確かな学力の育成
★探究的な学びにおいて、整理や分析 を踏まえて、自分の考えを分かりやす くまとめ、発表した生徒の割合 （高等学校）	86.5%	100%	8 確かな学力の育成
○熊本県教育委員会や文部科学省が 作成した資料（道徳科授業力向上手 引書・リーフレットやアーカイブ 等）を活用した研修を行っている学 校	68.4%	毎年 前年度を 上回る	9 豊かな心を育む教育 の充実
○「運動やスポーツをすることが好 き、どちらかというとき」と回答 した児童生徒の割合	小5 88.7% 中2 81.3% 高2 82.0%	毎年 前年度を 上回る	10 健やかな体の育成
★就学先決定のプロセスにおいて、 「学びのものさし＜仮称＞」を活用 している市町村の割合	現状値 なし	100% (44 市町 村)	12 特別支援教育の充 実
○小・中・高等学校及び特別支援学校 教員が特別支援教育の専門性向上 に資する研修を受講した割合	現状値 なし	100%	12 特別支援教育の充 実
○日本語指導が必要な児童生徒のう ち学校において特別な配慮に基づ く指導を受けている者の割合	89.6%	100%	14 多様なニーズに対 応した教育の充実

指 標 名	現状値 (R5)	目標値 (R9)	対応する 取組事項
○地域（産官学等）と連携し、キャリア教育に関するカリキュラム刷新に取り組んだ県立高校（全日制）の割合	51.9%	80%	15 キャリア教育の充実と産業人材の育成
★中学3年生で CEFR の A1 レベル相当（英検3級など）以上を達成した生徒の割合	46.6%	60%	16 外国語教育、国際教育の充実 20 優れた才能や個性を伸ばす教育
★高校3年生で CEFR の A2 レベル相当（英検準2級など）以上を達成した生徒の割合	43.1%	60%	16 外国語教育、国際教育の充実 20 優れた才能や個性を伸ばす教育
○「熊本の心」を家庭や地域との連携・啓発のために活用した小中学校の割合	50.3%	毎年 前年度を上回る	17 ふるさとを愛する心の醸成
★地元自治体や企業・大学等と連携した教育活動の回数（年20回）を達成した県立高校の数	50校中 26校 (52%)	50校中 40校 (80%)	19 県立高校の魅力化の推進 21 地域とともにある学校づくり
○本県教育委員会が実施する「初任者研修」「中堅教諭等資質向上研修」を受講し、資質能力の向上に「役立った」と回答した教員の割合	現状値 なし	100%	24 教職員の人材確保、人材育成
★時間外在校等時間が月45時間以内の公立学校の教職員の割合（県立・市町村立）	県立 76.7% 市町村立 70.0%	県立 90% 市町村立 85%	25 教職員の働き方改革の促進
○ ICT を活用した校務の効率化（事務の軽減）の優良事例を十分に取入れている学校の割合	小学校 46.8% 中学校 43.1% 県立高校 100%	小学校 100% 中学校 100% 県立高校 100%	25 教職員の働き方改革の促進 26 教育 DX の推進

指 標 名	現状値 (R5)	目標値 (R9)	対応する 取組事項
★1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合	小学校 69.8% 中学校 66.7% 県立高校 74.6%	小学校 100% 中学校 100% 県立高校 100%	26 教育DXの推進
○児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面で1人1台端末を使用(週3回以上)させている学校の割合	小学校 49.8% 中学校 41.4% 県立高校 48.3%	小学校 80% 中学校 80% 県立高校 80%	26 教育DXの推進
○県立学校施設長寿命化プランに基づく県立学校の長寿命化改修事業着手済校数	22校中 8校 (36%)	22校中 22校 (100%)	27 学びを支える施設の整備
○古墳館体験教室の参加者数	4,500人 /年	4,725人 /年 (5%増)	28 文化に親しむ環境づくり
★スポーツ実施率(週1回30分以上運動する割合)	57.3%	70%	30 県民のスポーツの振興
○国民スポーツ大会男女総合順位	35位	20位以内	31 競技スポーツの振興
○こども本の森 熊本の入館者数	現状値 なし	4年間で 累計 8万人	32 学習機会と学習成果活用の充実 9 豊かな心を育む教育の充実
★文化財(国・県指定、国登録)の災害復旧が進んでいる割合(令和2年7月豪雨)	83%	100%	33 災害からの復旧・復興

## 計画の推進

本計画を着実に推進するため、以下の内容に取り組みます。

### 1 関係機関との連携・協力

国や市町村、国公立学校等の教育機関、保護者、地域社会、産業界などと連携・協力して、計画の実現に向けて取り組みます。

県以外の機関が中心となって取り組む場合には、県としてできる限りの支援を行います。

### 2 教育委員会・知事部局・警察本部の連携強化

本計画は、県教育委員会・知事部局・警察本部が連携して策定しており、推進にあたって連携を一層強化して取り組みます。

また、くまもと新時代共創基本方針及びくまもと新時代共創戦略、くまもと新時代教育大綱をはじめ、本計画以外の県で策定する計画（特に子供に関連する計画）との整合性にも十分留意することとしています。

コメントの追加 [116]: パブコメ意見 No. 28

### 3 必要な財政上の措置

教育基本法第16条第4項では、地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されており、事業の選択と集中を図りながら、必要な財政上の措置を講じます。

また、国に対しても必要な財政上の措置がなされるよう、働きかけを行います。

### 4 広報広聴活動と情報提供

本計画の内容や各施策に関し、ホームページや広報誌等を積極的に活用して、広く県民に情報発信するとともに、県民から寄せられた御意見を教育施策の推進に活かします。

### 5 計画の進捗管理

計画終了年度の目標値を定めた指標について、毎年度、目標達成に向けた進捗の検証を行い、次年度以降の施策の改善に生かすよう努めます。

また、外部有識者からなる検討・推進委員会を開催して、定期的に本計画の進捗状況を報告するとともに、県民に対しても結果を公表します。

熊本県教育庁教育政策課

〒862-8609（教育庁専用郵便番号）

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

TEL096-333-2699

FAX096-384-1509

発行者：熊本県教育委員会

所属：教育政策課

発行年度：令和6年度